

令和5年度

# 「宮城県農薬管理指導士」認定取得案内

宮城県農政部 みやぎ米推進課

近年、食の安全及び環境問題への社会的関心が高まっていることから、農薬をとりまく情勢は大変厳しくなっています。このため、農薬を販売又は取扱う者は、食の安全及び環境保全に十分配慮し、使用者に対して適切な助言を行うことや農薬を適正に使用することが強く求められています。

「宮城県農薬管理指導士」認定事業は、農薬取扱者等の資質の向上と意識・啓発を図り、農薬安全対策を一層推進する目的で、平成5年度より実施しているものです。本事業を積極的に活用し、農薬の適正使用に関する知識を深めていただきますよう御案内いたします。

## 1 認定の取得方法

### (1) 新規取得希望者

本認定を取得しようとする方で、次のイからホのいずれかに該当する方は、「農薬管理指導士養成研修」を受講した後、「認定試験」に合格することにより本認定を得ることができます。

- イ 農薬販売業者又はその従業員で、現に農薬に関する業務に従事している方
- ロ 農業に従事し、主に農薬を扱う方
- ハ 防除業者又はその従業員で、現に防除業務に従事している方
- ニ 「宮城県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱（平成元年7月1日施行）」に基づく農薬管理指導責任者又は現にゴルフ場で農薬取扱業務に従事している方
- ホ 農業共済組合（NOSA I）又は農業協同組合（JA）職員

### (2) 農薬取扱業者関係団体の資格所有者

本認定を取得しようとする方で、次に該当する方は「農薬管理指導士更新研修」を受講することにより本認定を得ることができます。

- イ 農薬取扱業者関係団体（下記の表）が別に認定した方で、本事業による認定を受けようとする方

| 農薬取扱業者関係団体名  | 認定資格名                                      |
|--|--|
| 全国農業協同組合連合会<br>全国農薬卸協同組合<br>（公社）緑の安全推進協会<br>日本芝草研究開発機構 | 防除指導員<br>農薬安全コンサルタント<br>緑の安全管理士<br>芝草管理技術者 |

## 2 研修期日、場所

本年度は、下記のとおり、農薬管理指導士養成研修及び認定試験を実施します。

※期日、場所は変更する場合があります

| 期日 | 令和6年2月6日（火） | 場所 | 宮城県行政庁舎 2階講堂<br>（仙台市青葉区本町三丁目8番1号） |
|----|-------------|----|-----------------------------------|
|    |             |    |                                   |

### 3 研修受講申込書の入手方法

- (1) 宮城県農政部みやぎ米推進課のホームページから印刷できます。  
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/nouyaku-sidousi.html>)
- (2) 次の宮城県機関で配布します。  
病虫害防除所、大河原・仙台・北部・東部・気仙沼の各地方振興事務所農業振興部及び栗原・登米の各地域事務所農業振興部

### 4 研修受講申込書の受付

研修受講及び認定試験受験を希望される方は、以下の【申込みに必要な書類等】を御確認の上、郵送等により、令和6年1月5日(金)(必着)までに御提出ください。

#### 【申込に必要な書類等】

|                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 新規取得希望者          | ①農薬管理指導士養成研修受講申込書〔別記様式第2号(新規認定希望者)〕<br>②(申込者が農薬販売業者の場合のみ)農薬販売業届の副本の写し<br>③返信用封筒(84円切手を貼り、返信先を明記した長3封筒) |
| (2) 農薬取扱業者関係団体の資格所有者 | ①農薬管理指導士更新研修受講申込書〔別記様式第3号の2(他団体認定者)〕<br>②既に取得している認定証等の資格を証明する書類の写し<br>③返信用封筒(84円切手を貼り、返信先を明記した長3封筒)    |
| 注意事項<br>※(1)、(2)共通   | ・受講申込書等を記載するときは、必ず申込書裏面の(記載上の注意)を参照してください。<br>・写真貼付欄には、最近6か月以内に上半身を正面から撮影した3cm×2.5cmの本人写真をのり付けしてください。  |

#### [提出先]

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班 (TEL:022-211-2845)

### 5 受講票の送付

- 研修受講申込書の受付完了後、「受講・受験票」を送付します。
- 「受講・受験票」に記載の住所、氏名、生年月日等で、誤字・脱字等の間違いを確認した場合は、宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 (Tel:022-211-2845) まで御連絡ください。
- お申込み後、令和6年1月26日(金)までに受講・受験票が届かない場合も、上記まで御連絡をお願いします。

### 6 受講日の準備物

- (1) 新規取得希望者(項目1の(1)該当者)
  - ① 筆記用具(鉛筆、消しゴム等)
  - ② 受講・受験票
  - ③ 身分証明書(免許証等)
  - ④ 研修テキスト:「農薬概説(2023)」(発行:一般社団法人日本植物防疫協会)  
※令和5年7月中旬頃発売予定、定価(予定):2,500円+税

テキスト「農薬概説(2023)」は、一般社団法人日本植物防疫協会ホームページ内「JPPAオンラインストア」(<https://jppaonlinestore.raku-uru.jp/>)から御購入ください。

## (2) 農薬取扱業者関係団体の資格所有者（項目1の(2)該当者）

- ① 受講票
- ② 身分証明書（免許証等）
- ③ 筆記用具

※他団体の資格所有者である受講者の方は、研修テキスト「農薬概説（2023）」は必要ありません。

## 7 研修カリキュラム(予定)

| 時 間               | 研 修 科 目                          | 主 な 内 容  | 新規取得<br>希望者 | 農薬取扱業者<br>関係団体の<br>資格所有者 |
|-------------------|----------------------------------|--|-------------|--------------------------|
| 1 9:50~<br>10:50  | 植物防疫一般<br>関係法令、他<br>管理指導士の<br>任務 | 植物防疫、農薬行政に関する一般的事項や<br>最新情報<br>農薬取締法、毒劇物取締法に基づき、農薬<br>取扱業者が遵守すべき事項<br>農薬管理指導士の位置づけ、果たすべき役<br>割など | ○           | ○                        |
| 2 11:00~<br>12:00 | 農薬安全使用<br>及び危被害防<br>止対策          | 作業者、周辺環境に対する安全確保、保管<br>管理方法など  | ○           | ○                        |
| 3 13:00~<br>14:00 | 農薬一般<br>農薬の安全性<br>評価及び各種<br>基準   | 農薬の種類、特性、役割など<br>安全性評価の方法、各種基準設定の趣旨及<br>び設定方法に関する基礎的事項   | ○           |                          |
| 4 14:10~<br>15:10 | 病虫害・雑草<br>防除                     | 病虫害・雑草防除、農薬散布技術等に関す<br>る基礎的事項  | ○           |                          |

## 8 認定試験

農薬管理指導士養成研修受講者（新規取得希望者）を対象として、次の試験を実施します。

- (1) 日 時：令和6年2月6日（火） 養成研修終了後（所要時間約1時間、研修同会場）
- (2) 内 容：養成研修の研修科目
- (3) 出題形式：選択式筆記試験（五者択一式、40問）

## 9 合格発表

- (1) 日 時：令和6年3月1日（金）
- (2) 方 法：宮城県庁内1階掲示板及び下記ホームページ上に合格者の受験番号を掲示します。  
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/nouyaku-sidousi.html>)

## 10 認定証の交付

認定試験合格者及び更新研修受講者に対して、認定証を交付（個別に送付）します。

## 11 試験結果の情報提供及び開示

農薬管理指導士認定試験受験者は、試験の結果（得点）について「開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報の事務取扱要綱」（令和5年4月1日施行）により、合格発表から1か月間は開示請求によらずに即日提供を受けられます。ただし、1か月を過ぎたら開示請求が必要です。（下表参照）

| 方法   | 期間                             | 内容 | 場 所  |
|------|--------------------------------|----|--|
| 情報提供 | 合格発表の日から1か月間<br>令和6年3月29日（金）まで | 得点 | 宮城県農政部みやぎ米推進課<br>（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）   |
| 開示請求 | 令和6年4月1日（月）以降                  |    | 宮城県県政情報センター（もしくは郵送）<br>※詳しくは宮城県HP参照<br><a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyohokokai/kojin.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyohokokai/kojin.html</a> |

## 12 その他

- (1) 農薬管理指導士の認定期間は5年です。認定期間の満了日の前1年の間に更新研修を受講して資格の更新を行ってください。
- (2) 農薬管理指導士を配置している場合は、「農薬管理指導士配置店」である旨の掲示をすることができます。

注1) 研修当日の受付は、研修開始の10分前までに済ませてください。

注2) 駐車場は台数が限られますので、御来場の際はなるべく公共の交通機関を御利用ください。

注3) 災害の発生等やむを得ない事情により研修及び試験の日時・場所、合格発表など変更する場合には、宮城県農政部みやぎ米推進課ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/nouyaku-sidousi.html>) でお知らせします。

注4) その他、農薬管理指導士の認定に関する御質問などは下記へお問合せください。

宮城県農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班

TEL : 022-211-2845

農薬管理指導士養成研修受講申込書

本人の上半身の写真を添付する。

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

〒

現住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

（日中連絡の取れる番号の記入をお願いします）

（ふりがな）  
氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日

宮城県農薬管理指導士養成研修を受講したいので、申し込みます。

（実務証明）

上記申込者は、農薬に関する業務に従事していることを証明します。

（業務内容 \_\_\_\_\_）

（配属先 \_\_\_\_\_）

年 月 日

勤務先名 \_\_\_\_\_

〒

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

注）証明内容等の確認のため、勤務先に直接連絡する場合があります。

(記載上の注意)

- 1 最近6か月以内に上半身を正面から撮影した縦3cm×横2.5cmの写真を写真貼付欄に糊付けしてください。写真は、カラー・白黒どちらでもかまいません。
- 2 (実務証明) は、勤務先による証明です。
- 3 (実務証明) 中、(業務内容) の欄には、具体的な職種名を記入してください。
- 4 申込者が農薬販売業者の代表者本人の場合は、(実務証明) の代わりに農薬販売届の副本の写し、登記簿謄本又は収支内訳書の写しを、防除業者の代表者本人の場合は、(実務証明) の代わりに登記簿謄本又は収支内訳書の写しを添付してください。

農薬管理指導士更新研修受講申込書

本人の上半身の写真を添付する。

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

〒

現住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(日中連絡の取れる番号の記入をお願いします)

(ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日

勤務先 \_\_\_\_\_

(配属先 \_\_\_\_\_)

宮城県農薬管理指導士更新研修を受講したいので、下記のとおり申し込みます。

記

(所有資格の種類)

1 宮城県農薬管理指導士

認定年月日 年 月 日

認定番号 農薬士第 号

2 農薬取扱団体による認定

認定の名称 \_\_\_\_\_ 認定団体名 \_\_\_\_\_

認定年月日 年 月 日

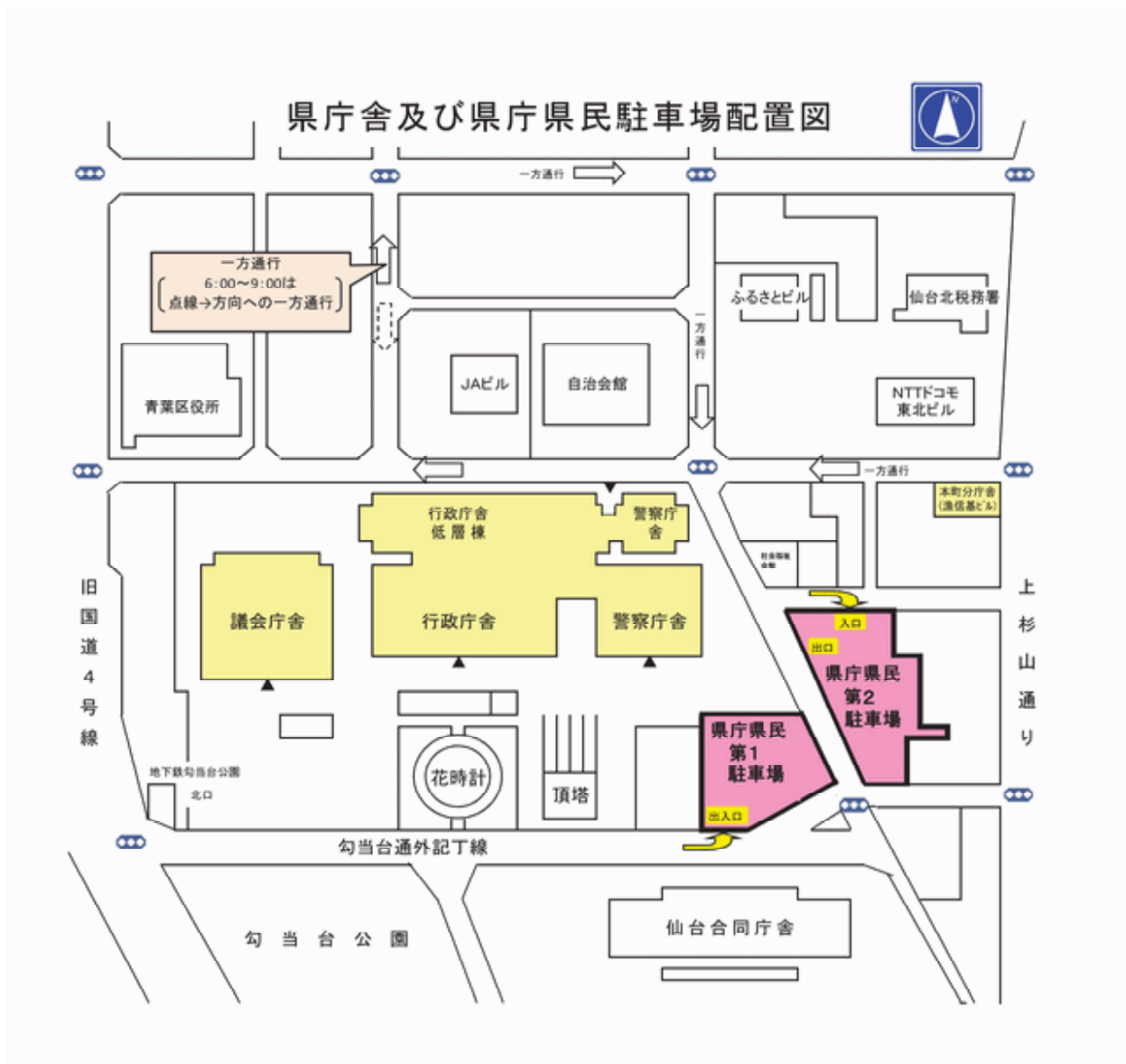
認定番号 第 号

(記載上の注意)

- 1 最近6か月以内に上半身を正面から撮影した縦3 cm×横2.5 cmの写真写真を写真貼付欄に糊付けしてください。写真は、カラー・白黒どちらでもかまいません。
- 2 認定証の写しを添付してください。



## 研修会場（宮城県庁）周辺案内図



### 参考：県庁県民駐車場（有料）について

- 1 駐車場料金表（「平日昼間」の時間は、午前8時から午後6時までです）

| 平日 | 昼間 | 入場してから80分以内まで | 1台につき | 100円 |
|----|----|---------------|-------|------|
|    |    | 80分以降20分までごとに | 1台につき | 100円 |

- 2 御利用方法

駐車場の出入りは機械ゲート式です。

入場の際に駐車券をお取りいただき、退場の際に出口の精算機に駐車券を入れ表示された金額をお支払いの上、退場していただくことになります。

精算には、二千円・五千円・一万円紙幣の御利用はできません。また、駐車場には両替機がございませんので、お手数でも御利用可能な硬貨・紙幣を御用意ください。

- 3 駐車場概要

|           |     |     |               |
|-----------|-----|-----|---------------|
| 県庁県民第1駐車場 | 平面式 | 63台 | (内 障害者用区画2台分) |
| 県庁県民第2駐車場 | 平面式 | 91台 | (内 障害者用区画1台分) |